

健やかに子供を生み育てる環境づくり

平成3年1月

健やかに子供を生み育てる環境づくりに
関する関係省庁連絡会議

はじめに

子どもは、将来の社会の担い手であり、子どもたちを健やかにたくましく育てていくことは、我々の責務である。しかしながら、近年出生率が低下してきており、これは、家庭や子育てについて、若い人々が喜びや楽しみを十分感じられなくなっていることによるのではないかと懸念されている。

従ってこうした最近における出生率の動向を踏まえ、政府としては健やかに子供を生み育てる環境づくりに向け、なお一層の努力を行う必要がある。

以上の観点から、内閣に關係省庁からなる健やかに子供を生み育てる環境づくりに関する關係省庁連絡会議を設置し、以下のとおりとりまとめを行った。

出生率の動向

第1章 出生率低下の推移と要因

(出生率の推移)

我が国の合計特殊出生率(以下「出生率」という。)は、昭和30年代以降40年代半ば過ぎまで2.1前後の水準で安定していたが、その後低下傾向に入り、平成元年には1.57となった。また、年間の出生数も平成元年には昭和40年代後半の約6割に減少し、125万人となった。これらはいずれも過去最低の水準である。

(出生率低下の要因)

(1) 出生率の低下は、未婚率の上昇や夫婦の出生

力の低下によりもたらされるものであるが、最近の出生率の低下は主として20歳代女子の未婚率の著しい上昇によるものである。

未婚率の動向

昭和40年代後半より晩婚化が進行し、25 - 29歳の女子でみると昭和50年には20.9%であった未婚率が平成元年には37.3%となるなど、特に20歳代女子の未婚率が著しく上昇している。

夫婦の出生力(生涯に生む子供の数)の動向

夫婦の出生力は、明治から大正初期までに生まれた女性が平均4 - 5人の子どもを生んでいたのが、昭和生まれになってからは平均2人となり、長期的にはかなりの低落傾向にある。近年においては大きな変化はないものの、昭和3 - 7年生まれの女性の2.33人から昭和18 - 22年うまれの2.16人へと若干ではあるが夫婦の出生力の低下がみられる。

(2) 出生率の低下をもたらした要因としては、一方で女性の社会進出に伴い、女性自らの経済力が向上し、また、独身生活の楽しみが増大してきたのに比し、他方で結婚・育児に対する負担感が重くなってきたことが挙げられる。

結婚・育児に対する負担感の背景には、女性の就業と家事・育児の両立支援体制の不備や子

どもの教育問題、住宅問題等があるものと考えられる。また、職場中心主義による家庭の軽視や固定的な男女の役割意識が依然として存在しており、こうしたことも結婚・育児に対する負担感増大の一因となってきたものと考えられる。

こうしたことを背景として若い男女の結婚に対する意識も変化しつつあること、また、社会慣行としての見合いが減少してきたこと等も未婚率上昇の一因と考えられる。

第2章 出生率の今後の見通し

(2つの可能性)

出生率の今後の動向は、大きく分けて次の2つの可能性が考えられる。

出生率が低下し、又は低水準のまま推移

- i) 結婚しない男女が増加することにより、生涯未婚率が上昇する。
- ii) 子供をもたない夫婦の増加や晩産化による出生数の減少により夫婦の出生力が低下する。

出生率が回復

- i) 皆婚慣行が今後も崩れず、現在未婚の女子もいずれ結婚し、生涯未婚率はあまり変化しない。
- ii) 晩婚化の進行に歯止めがかかり、また高齢出産も普通のこととなり、夫婦の出生力はあまり変化しない。

(今後の見通し)

今後の見通しについては、の出生率が回復するとの見方もあるが、結婚や育児に対する負担感の問題や女性の社会進出に対応した環境づくりが不十分な状況に変化がないとすれば、の「出生率が低下し、又は低水準のまま推移」する可能性もある。

第3章 出生率低下の影響

出生率の低下は、人口構成全般の問題としてとらえる必要があり、その影響についても中長期的視点で考えることが必要である。出生率の低下は、就業

の機会の増大、教育の面でのゆとり等をもたらすのではないかといった影響も予想し得るが、特に、我が国では、現在急速に高齢化が進行しており、このような状況の下で出生率が低水準で推移するとすれば、次のような影響をもたらすおそれも大きい。

経済全般に対する影響

急速な人口の高齢化の下での出生率の低下は、将来的には生産年齢人口の割合の大幅な低下をもたらす、産業構造、消費市場等に少なからぬ影響を与える可能性がある。

社会保障への影響

高齢化のスピードは予想以上に速まるとともに、高齢化率も一層高まることにより、現行の行財政制度や社会経済の諸条件を前提とする限り、社会保障の負担が一層増加することとなる。また、高齢化社会における老人介護等の保健福祉マンパワーの確保にも支障が生じる可能性がある。

労働市場への影響

1990年代半ば以降、若年層を中心に生産年齢人口は減少に転じることが見込まれているが、出生率の低下が21世紀初頭以降の生産年齢人口の減少を加速し、労働力供給面での制約要因になることも懸念される。

子どもの健やかな成長に対する影響

子ども数の減少により子ども自身が仲間の中でもまれる機会や我慢することなどを学ぶ機会が減少し、子どもの社会性が育ちにくくなることなど、子ども自身の健やかな成長への影響も懸念される。

対策の基本的方向

第1章 基本的な考え方

(1) 近年の出生率の低下は、家庭を持つことや子育てに伴う負担や苦勞が喜びや楽しみを上回り、家庭や子育てに対する魅力が失われつつあるので

はないかとの懸念を生じさせている。

したがって、で述べた出生率の動向を踏まえ、今後、家庭を築き子どもを生み育てていく人々が、より喜びや楽しみを感じることでできる社会づくりに向け、政府として積極的に努力していく必要がある。

(2) 結婚や子育ては、個人の生き方、価値観に深くかかわる問題であり、政府としてはその領域に直接踏み込むことなく、あくまで結婚や子育てへの意欲を持つ若い人々を支えられるような環境づくりを進めるとの視点に立って施策を推進していく必要がある。

第2章 総合的な対策

家庭を築き、健やかに子どもを生み育てる環境づくりを進めていくに当たっては、次の観点からの各種施策を総合的に推進していく必要がある。

(1) 家庭を築き、子どもを生み育てることに対する喜びや楽しみを増すためには、家庭を持ち、子育てを行うことによって、なお、生活のあらゆる側面においてゆとりが十分感じられ、心から豊かさを享受できるものでなければならない。

そのためには、職業生活と家庭生活の調和を確保するとともに、子育て等に伴う負担の軽減や家族単位での積極的な社会活動を十分可能とするような支援策を講じていく必要がある。

(2) 子どもは夫婦のプライベートな存在であると同時に、明日の時代を担うという社会的な役割を有している。

そのためにも、子育ての負担は親だけでなく社会としても負担すべきであり、特に、子どものある家庭と子どものない家庭との間の負担の均衡といった公平の確保を図る意味からも、必要な支援策を講じていく必要がある。

(3) 家庭や子育てに対する相対的な魅力の低下をもたらした一因として、男性の職場中心主義による家庭の軽視や、家事・育児・介護等の負担を女性のみが担うことを当然視する意識が依然として存在していることが挙げられる。

これら社会構造や意識に関わる諸問題に対し即効的な解決策は見出し難いものの、男女共同参加型社会の実現に向け、継続的な啓発活動等長期的

な視点に立った施策を講じていくことが必要である。

具体的な対応

第1章 家庭生活と職業生活の調和

(1) 家族が共に過ごす生活時間の確保

我が国の年間総労働時間は、欧米諸国に比べ、200時間 - 500時間程度長くなっているが、ゆとりのある家庭生活を送るためには、まず、この労働時間の短縮が大きな課題であると考えられる。それによって、家族との触れ合いや充実した余暇活動が一層可能になり、家庭生活を豊かなものにすることができる。

このため、法定労働時間については、平成3年4月1日より1週間の法定労働時間を現行の46時間から2時間短縮して44時間とすることとしたところであるが、今後は、週40時間労働制の実現に向けて完全週休二日制の普及促進を図るとともに、年次有給休暇の取得の促進、連続休暇の普及・拡大、所定外労働時間の削減を図り、一層の労働時間短縮を推進するものとする。

また、職場においても、家庭生活を尊重する雰囲気醸成し、家族が共に過ごす生活時間の確保のための環境づくりに努める。

(2) 職業生活と家庭生活の両立支援

女性の就労意欲の高まりや労働力不足を背景に、女性の就業率は全体で約48%、雇用者に占める女性の割合も約37%に上っており、今後ともこの割合は一層上昇することが予想されるが、現実には、女性が職業生活と育児等の家庭生活を両立させていくには困難な面が多い。

こうした状況を踏まえ、女性の職業生活と家庭生活との両立を支援することが極めて重要な問題である。

そうした観点から、育児休業制度の確立に向けてさらに一層の普及促進に努めるとともに、育児休業制度の法的整備の在り方について検討する。また、女子再雇用制度の普及促進、再就職援助対策の強化等により、育児負担が軽くなってから再

び仕事に就くことのできる環境の整備を図る。

他方、乳児保育や延長保育等の一層の普及を図るとともに、新たに夜間に及ぶ保育ニーズに対応した長時間保育の実施や、企業が社会福祉法人への委託を通じて行う深夜・休日における企業内保育サービスの推進を図る。

また、企業等に対しては、育児期間中は短時間勤務やフレックスタイム制等弾力的な勤務時間を認める等の配慮を求めていくこととする。

なお、健康の確保は、仕事と家庭生活の両立のための基本であるが、特に職場における産業医等による妊娠中及び出産後の母性保護に努めるものとする。

(3) 男性の家庭生活への参加促進

家事・育児については、固定的な男女の役割意識から、女性に過重の責任がかかっていることから、男性も女性と共に家事・育児に参加できる環境づくりに努める。

そのためには、企業等に対し、労働時間の短縮をはじめとして、男性の家庭生活への参加を容易にするフレックスタイム制、在宅勤務等の勤務形態についての配慮を求めていくこととする。また、学校教育や社会教育その他種々の啓発活動を通じて、家庭生活へ男女が共同参加するという意識の形成を図る。

第2章 家庭生活と生活環境の整備

(1) 住環境の整備

近年、都市においては、地価の高騰等により住宅立地の遠隔化、家賃・住宅購入価格の高額化が進み、特に大都市地域において住宅事情の厳しさが増している。

このため、勤労者が相応の負担で一定水準の住宅を確保できる地価水準を実現するよう、大都市地域における住宅・宅地供給の促進、土地税制の総合的見直し、都市構造の再編等総合的な土地・住宅対策を強力に実施する。

特に、大都市においては比較的規模の大きい賃貸住宅が圧倒的に不足しているため、公的賃貸住宅の供給を強化することとし、子どもを生き育てやすい居住条件を確保していくこととする。

また、公共賃貸住宅に多子・大家族世帯がより円滑にかつ優先して入居できるよう、家族人員に配慮した入居者選定方法等の一層の充実を図る。

さらに、こうした土地・住宅対策と併せ、東京一極集中を是正し、多極分散型国土の形成を促進することにより、豊かで住みよい地域社会の形成をめざしていくこととする。

(2) 子どもの遊び環境の整備

子どもの健やかな成長には、子どもたちが集い、のびのび遊ぶ「場」が欠かせないが、都市化の進行等により子どもの遊び場が都市部を中心として減少しており、また、子どもの交通事故も依然として多い状況にある。

このため、児童公園をはじめとする都市公園や児童館、児童遊園等の整備を推進するとともに校庭解放を進めるなどにより、子どもたちが安心してのびのびと遊ぶことのできる地域環境の整備を推進するものとする。

(3) 家族ぐるみでの社会活動の促進

多くの公共施設は、乳幼児を連れては利用しにくいものとなっており、子どもが乳幼児の間は、親子の社会活動が制約されているのが現状である。

このため、公共施設にはベビールームの設置やベビーカーの配備等子ども連れを前提にした施設整備を進める等により、官民挙げて、「子ども連れでも自由に社会活動ができるようなまちづくり」を推進するものとする。

第3章 家庭生活と子育て支援

(1) ゆとりある教育の確保等

受験競争の過熱等の諸問題は、子どもの心身の健やかな成長に大きな影響を及ぼしているだけでなく、親に対しても心理的な負担感を与えているものと考えられる。

このため、今後は、受験競争の緩和を図るとともに、ゆとりある教育を実現し、子どもがのびのびと成長できる条件の整備に努めていく必要がある。

こうした観点から、学校教育については、従来、

どちらかといえば画一的で子どもの能力と適性に十分に対応できなかった傾向を改め、教育内容の多様化を図るとともに、より豊かな教育環境を確保して、個性を重視した教育を推進することとする。

また、受験競争の緩和を図るために、入学選抜方法の改善を着実に実施することはもとより、一部の企業等の採用における有名校重視の風潮を是正することが不可欠である。

このほか、ボランティア活動や青少年団体の諸活動などへの参加を促すこと等により、多様な生活体験を積む機会を増やすことも必要と考えられる。

(2) 子育てに伴う経済的負担の軽減

子どもを養育している家庭においては、養育費・教育費等が負担になっていると考えられる。

このため、世代間における社会的な扶養及び児童養育家庭に対する育児支援の強化という観点から、児童手当について、支給対象を第一子まで拡大し、育児負担が相対的に大きいと考えられる3

歳未満の時期に給付を重点化するとともに、支給金額の増額を図る。

また、幼稚園就園奨励費補助の対象を3歳児に拡大するとともに、育英奨学制度についても一層の充実を図る。

(3) 妊娠・出産・子育てについての相談・支援体制の整備

晩婚化に伴う出産の高年齢化に対応し、その正しい知識の普及や十分な指導・管理の下に、安心して出産できる環境を整備するものとする。

また、核家族化や都市化の進行等により、育児についての実際的な知識や方法が祖父母から受け継がれにくくなってきている一方で、様々な媒体を通じた育児情報の氾濫もあり、育児についての不安や悩みを訴える者が多くなっている。

このため、育児の悩み等について気軽に相談し、適切な指導、支援を受けられるような体制づくりを推進し、ゆとりを持って楽しく子育てができるようにするものとする。